

予防接種

予防接種は、感染症などの病気に対し免疫を作って予防するためのものです。予防接種の効果と副反応を十分理解し、体調のよい時に受けましょう。

接種対象者 接種日時時点で秩父市に住居登録および対象年齢内にある方。

接種費用 無料（予防接種にかかる費用を市が補助しています。料金の記載があるものは一部自己負担があります。）※対象年齢外に接種した場合は、原則全額自己負担になります。

※里帰り出産や病気の治療、施設入所などにより、秩父郡内の指定医療機関以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に秩父保健センターへお問い合わせください。

【接種間隔】

注射生ワクチン	BCG 麻しん・風しん混合 水痘	27日以上あげる	注射生ワクチン
経口生ワクチン	ロタウイルス	間隔の規定なし	経口生ワクチン 不活化ワクチン
不活化ワクチン	小児肺炎球菌 B型肺炎 五種混合 四種混合 ヒブ 二種混合 日本脳炎 HPV（ヒトパピローマ） 高齢者肺炎球菌 インフルエンザ	間隔の規定なし	注射生ワクチン 経口生ワクチン 不活化ワクチン



乳幼児～学齢期の予防接種

指定病院・医院等に予約が必要です。P18・19 接種日当日は母子健康手帳と予診票を忘れずにお持ちください。
標準的な接種期間とは、病気の性質などからこの期間に受けることが最も望ましいと考えられる期間です。

予防接種名	接種対象年齢	標準的な接種期間	接種回数および間隔
ロタウイルス	出生6週後～24週後まで	初回接種については、生後2か月に至った日～出生14週6日後までの間	■1価ワクチン（ロタリックス） 出生24週後までに27日以上の間隔を置いて2回接種
	出生6週後～32週後まで	生後2か月～7か月に至るまでの間 1歳から1歳3か月に至るまでの間	■5価ワクチン（ロタテック） 出生32週後までに27日以上の間隔を置いて3回接種
小児肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまで	生後2か月～7か月に至るまでの間 1歳から1歳3か月に至るまでの間	初回 追加 初回 追加
B型肺炎	1歳に至るまで	生後2か月～9か月に至るまでの期間	初回 追加
五種混合 <small>（ソファリア・百日咳・破傷風・ポリオ）</small>	生後2か月～7歳6か月に至るまで	生後2か月～生後7か月に至るまでの期間 初回接種終了後6か月～1年6か月の間隔をおく	初回 追加
	生後2か月～7歳6か月に至るまで	生後2か月～1歳に達するまでの期間 初回終了後1年～1年6か月の間隔をおく	初回 追加
ヒブ <small>（インフルエンザ菌b型）</small>	生後2か月～5歳に至るまで	生後2か月～7か月に至るまで 初回終了後7か月～13か月の間隔をおく	初回 追加

・すでに四種混合で接種を開始している方は、引き続き同ロタテックで接種を完了してください。五種混合で接種を開始している方は、四種混合の接種は必要ありません。

1歳までに27日以上（標準的：27日～56日）の間隔を置いて3回接種

※医師が必要と認めるときは、20日の間隔をおく。

初回接種終了後、7か月以上の間隔を置いて1回接種。ただし、1歳までに3回の初回接種を終了せずに1歳すぎに追加接種を行う場合は、最後の接種終了後27日以上の間隔を置いて1回接種

・すでにヒブで接種を開始している方は、引き続き同ロタテックで接種を完了してください。五種混合で接種を開始している方はヒブの接種は必要ありません。

BCG	1歳に至るまで	生後5か月～8か月に達するまでの期間	1回	1歳に達するまでに1回接種
麻しん 風しん	1歳～2歳に至るまでの間		第1期	1歳～2歳に至るまでに1回接種
	小学校就学前の1年間（年長児相当）		第2期	令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に1回接種 （案内）令和7年度対象者：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの方
水痘	1歳～3歳に至るまで	1歳～1歳3か月に達するまで 1回目接種終了後6か月～1年の間隔をおく	1回目 2回目	3か月以上（標準的：6か月～1年）の間隔を置いて2回接種
	11歳～13歳未満	11歳～12歳に達するまでの期間	1回	（案内）小学校5年生に学校を通じて書類を配布します。
日本脳炎	生後6か月～7歳6か月に至るまで	3歳～4歳に達するまでの期間	第1期 初回	6日以上（標準的：6日～28日）の間隔を置いて2回接種
		4歳～5歳に達するまでの期間	第1期 追加	2回目から6か月以上（標準的：11か月～13か月）の間隔を置いて1回接種
	9歳～13歳未満	9歳～10歳に達するまでの期間	第2期	（案内）小学校3年生に学校を通じて書類を配布します。
		下記の生まれの方で規定の回数がかんない方は、母子健康手帳を持って秩父保健センターにお問い合わせください。 ■平成19年4月1日以前の生まれで20歳未満の方 20歳未満までに1期・2期を公費で接種できます。		
HPV ワクチン （子宮頸がん予防）	・小学6年生～高校1年生相当の女子 （標準的な時期：中学1年生相当） （案内）小学6年生に学校を通じて書類を配布します。		■2価ワクチン（サーバリックス）標準的：1か月の間隔を置いて2回接種し、1回目から6か月をあげて3回目を接種 ※やむを得ない場合は、1か月以上の間隔を置いて2回接種し、1回目から5か月以上かつ2回目から2か月以上あげて3回目を接種	
HPV ワクチン （子宮頸がん予防） ※任意接種	小学6年生～高校1年生相当の男子 で接種を希望する方		■4価ワクチン（ガーダシル）標準的：2か月の間隔を置いて2回接種し、1回目から6か月をあげて3回目を接種 ※やむを得ない場合は、1か月以上の間隔を置いて2回接種した後、2回目から3か月以上あげて3回目を接種	
			■9価ワクチン（シルガード9） 1回目の接種を15歳になるまで（15歳の誕生日前日）に受ける場合は、合計2回 標準的：1回目の接種から6か月の間隔を置いて2回目を接種 ※やむを得ない場合は、1回目と2回目の接種は少なくとも5か月以上あげる。5か月未満である場合は、3回目が必要 1回目の接種を15歳になってから受ける場合は、合計3回 標準的：2か月の間隔を置いて2回接種し、1回目から6か月をあげて3回目を接種 ※やむを得ない場合は、1か月以上おいて2回接種後、2回目から3か月以上あげて3回目を接種	
HPV ワクチン （中咽頭がん、肛門がん予防） ※任意接種	小学6年生～高校1年生相当の男子 で接種を希望する方	（案内）小学6年生に学校を通じて書類を配布します。	1回	※男子への接種は4価ワクチンのみ対象です。 ■4価ワクチン（ガーダシル）標準的：2か月の間隔を置いて2回接種し、1回目から6か月をあげて3回目を接種 ※やむを得ない場合は、1か月以上の間隔を置いて2回接種した後、2回目から3か月以上あげて3回目を接種
中学3年生 インフルエンザ ※任意接種	今年度中学3年生で接種を希望する方	接種を受けられる期間 令和7年10月1日（水）～令和8年1月31日（土）	1回	（料金）自己負担額1,200円（医療機関窓口で支払い）雑費保護、生活保護世帯の方は無料 （案内）9月頃、学校を通じて書類を配布します。秩父市外の中学校へ通学している方は、ご自宅に書類を郵送します。
<p>●予防接種の対象年齢表記について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「至るまで」「未満」「連するまで」は、「誕生日の前日まで」をさします。 例えば、麻しん風しんの対象年齢：「1歳から2歳に至るまで」の場合は、「1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで」が接種期間になります。 「出生〇週〇日後まで」とは、生まれた日の翌日から起算して、「〇週〇日後」の日を含みます。 例えば、令和7年4月1日生まれの人で「出生1週6日後まで」と言った場合、「令和7年4月14日まで」という意味になります。 				

